

生涯学習分科会における部会の設置について

平成二十七年四月二十七日
生涯学習分科会

中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）第六条、中央教育審議会運営規則（平成二十七年二月二十五日中央教育審議会決定）第四条に基づき、生涯学習分科会に次の部会を設置する。

1 学習成果活用部会 (所掌事務)

生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備に関する重要事項を調査審議すること。

2 学校地域協働部会 (所掌事務)

学校と地域がパートナーとなり、連携・協働体制を築くための地域人材の養成と、地域住民の学びの機会の充実等を通じた地域振興のための環境整備に関する重要事項を調査審議すること。

中央教育審議会における 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方」 の検討に関する審議体制

